

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行について

計 18 枚（本紙を除く）

Vol.671

平成30年7月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 30 年厚生労働省令第 96 号)」及び「介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 283 号)」が公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)の一部(平成 30 年 8 月 1 日施行分)の施行に伴い、必要な省令等の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
介護保険の利用者負担割合の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

また、介護保険制度では、市町村の介護保険財政の安定的運営や、保険料負担の公平性を図るといった観点から、保険料を確実に徴収するため、保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて給付割合を7割に制限することとしている。今般の現役並みの所得を有する者の介護保険の利用者負担割合を2割から3割とすることに伴い、この給付減額措置が果たす未収納対策としての役割が維持されるよう、現役並みの所得を有する者に対する給付減額措置として、給付割合を6割に制限する（負担割合を4割とする）こととしている。

これに伴い、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の様式を別紙のとおり改正することとする。

2 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額の一部を改正する件の改正内容

介護保険の利用者負担の見直しに伴い、居宅介護住宅改修費の上限額の算定においても、同様の見直しを行うこととする。

第3 施行期日

平成30年8月1日

○厚生労働省令第九十六号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（証明書の様式）

第二十二條の二十五 令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号及び様式第十一号の二によるものとする。

（証明書の様式）
第二十二條の二十五 令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三條 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

第七十三條 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六條 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

第七十六條 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 （略）

一 （略）

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

2 （略）

2 （略）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三條 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

第八十三條 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一、四 （略）

一、四 （略）

2 過去に法第五十条第一項、第二項又は第三項の規定の適用を受けた要介護被保険者については、第七十六条第一項第二号、第九十二条及び第九十五条第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「七十分の百」とあるのは、「七十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額」とする。

(削る)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一(三) (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額

2 過去に法第五十条第一項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

3 過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一(三) (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額

(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ二 (略)

(介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法)

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百)を乗じた額の合計額

(介護予防サービス費等の額の特例)

第九十七条 法第六十条各項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 過去に法第六十条第一項、第二項又は第三項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条、第七十六条第三号及び第九十五条第二号の規定を適用する場合には、これらの規定中「七十分の百」とあるのは、「七十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町

(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ二 (略)

(介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法)

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百)を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 (略)

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百)を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百)を乗じた額の合計額

(介護予防サービス費等の額の特例)

第九十七条 法第六十条第一項及び第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 過去に法第六十条第一項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第六十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては九十分の百」とする。

村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。
(削る)

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)

第百四十条の六十三の二 (略)

2・3 (略)

4 法第百五十九条の二第二項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)に係る第一号事業支給費(法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。)について第一項又は前項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。

5 法第百五十九条の二第二項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第一項又は第三項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の七十」と、第三項中「百分の九十から」とあるのは「百分の七十から」とする。

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
(略)	(略)	(略)
(略)	百分の十(法第百四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては百分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の三十)	百分の十

3 | 過去に法第六十条第二項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の百」とあるのは、「法第六十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては百分の百」とする。

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)

第百四十条の六十三の二 (略)

2・3 (略)

4 法第百五十九条の二本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費(法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。)について第一項又は前項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。

(新設)

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
(略)	(略)	(略)
(略)	百分の十(法第百四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、百分の二十)	百分の十

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第二十六条関係)

(一) (二) (三)

介護保険被保険者証				
番号				
住所				
フリガナ				
氏名				
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女	
交付年月日	平成 年 月 日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印				

要介護状態区分等		
認定年月日	平成 年 月 日	
(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		
認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
居宅サービス等(うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり	サードサービスの種類 種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

給付制限	内容	期間
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
		届出年月日 平成 年 月 日
		届出年月日 平成 年 月 日
介護保険施設等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日
	名称	退所等年月日 平成 年 月 日
	種類	入所等年月日 平成 年 月 日
	名称	退所等年月日 平成 年 月 日

(裏面)

(六)

十一 認定審査会の意見及びサビスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサビスの種類の指定がある場合は、当該サビス以外は保険給付を受けられません。

十一 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。

十二 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

十三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

十四 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額等)を受けることがあります。

(五)

六 居宅サビス、地域密着型サビス、介護予防サビス又は地域密着型介護予防サビス(以下「居宅サビス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サビス計画若しくは介護予防サビス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サビス計画若しくは介護予防サビス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。

七 居宅サビス等には保険給付の限度額が設定されます。

八 介護サビスを受けるときに支払う金額は、介護サビスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サビス及び介護予防支援サビスの利用支払額はありません)。

九 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けるときに支払う金額は、当該サビスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額(事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額)です。

(四)

注意事項

一 介護サビスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

二 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

三 介護サビスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

四 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

五 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

(表面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はあります。)

三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
番号									
住所									
フリガナ									
氏名									
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日				性別		男・女	
利用者負担の割合		適用期間							
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
保険者番号及び保険者の名称並び印									

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号(第二十二條の二十五関係)

第	号	修了証明書	氏名	年 月 日生	介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。	年 月 日	都道府県知事名	(介護職員初任者研修事業者名)
---	---	-------	----	--------	--------------------------	-------	---------	-----------------

様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第十一号の二(第二十二条の二十五関係)

第	号	修了証明書	氏名	年 月 日 生	生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。	年 月 日	都道府県知事名	(生活援助従事者研修事業者名)
---	---	-------	----	---------	--------------------------	-------	---------	-----------------

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）
第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（居宅介護サービス費等の額の特例） 第八十三条 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。	一～四（略） 2・3（略） （法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） 第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。	（居宅介護サービス費等の額の特例） 第八十三条 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。	一～四（略） 2・3（略） （法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） 第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。
	一～三（略） 四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかにについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）、同条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。		一～三（略） 四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかにについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）、同条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

(表面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はあります。)

三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
番号									
住所									
フリガナ									
氏名									
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日					性別		男・女
利用者負担の割合		適用期間							
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
保険者番号並びに名称及び印									

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

第三條 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
	(特別調整交付金の額) 第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 (略) 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内	(特別調整交付金の額) 第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 一 (略) 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合
三 (略)		三 (略)

（介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正）
 第四条 介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	
(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額) 第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 (略)		
二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十三の二三項（同条第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限りに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限る。）の六十の五に相当する額とすること。		
三 (略)		

	改正前	
(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額) 第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 (略)		
二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十三の二三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限りに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限る。）の八十の五に相当する額とすること。		
三 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第二百八十三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十六条第二項の規定に基づき、介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年八月一日から適用する。

平成三十年七月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」という。）の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合
イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」という。）の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合
イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二

第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

	ロ (略) ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額
	ロ (略) ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額